

調 達 公 告

一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札による。

入札に当たっては、入札書の内訳欄に入札説明書別添令和8年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務委託仕様書の6に示す各業務の単価を記載し、予定数量を乗じて得た金額の合計額を入札金額として記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書の内訳欄に記載した各単価にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を入札書の内訳欄及び入札金額にそれぞれ記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）、警備の機械警備、運送・旅客業の旅客運送又は運送・旅客業の貨物運送のいずれかに登録されている者であること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のア、イ及びウの全てに該当すること。

イ 構成員の1以上の者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）、警備の機械警備、運送・旅客業の旅客運送又は運送・旅客業の貨物運送のいずれかに登録されていること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

電話 0857-26-7974

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月13日(金)までの間にインターネットの鳥取県の原子力防災ホームページ(<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)(以下、「郵便等」という。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月24日(火)午後2時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時とする。)

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 郵送等による入札の場合は、各封筒に何回目の入札分であるかを明記の上、同封すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 本件入札に参加を希望する者にとっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により令和8年3月13日(金)正午までに4の(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で記載した入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札を行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。